

博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）及び博物館の登録に関する規則（昭和34年岩手県教育委員会規則第4号。以下「登録規則」という。）において都道府県教育委員会が定めることとされる事項及び博物館の登録・指定に係る事務の取扱いは、次のとおりとする。

1 博物館の登録

法第14条の博物館登録原簿は様式第1号のとおりとする。

2 登録の申請

- (1) 登録規則第2条第1項に規定する「別に定める様式」は、様式第2号のとおりとする。
- (2) 登録規則第2条第2項に規定する「別に定める」添付書類は、別紙1-1「添付書類一覧（登録申請用）」のとおりとする。

3 登録の審査

- (1) 法第13条第1項及び第2項に規定する登録の審査に係る基準は、別紙2「博物館の登録に係る基準」のとおりとする。
- (2) 法第13条第3項に規定する「博物館に関し学識経験を有する者」の意見聴取は、書面の回議により行うものとする。なお、必要な場合は、実地審査を行う。

4 変更の届出

登録規則第3条に規定する「別に定める様式」は、様式第3号のとおりとする。

5 定期報告

- (1) 登録規則第4条に規定する「別に定める事業年度」は、博物館の設置主体ごとに定める事業年度とし、当該事業年度ごとに定期報告は、様式第4号により求めるものとする。
- (2) 登録規則第4条に規定する「別に定める期日」は、博物館の設置法人ごとに定める事業年度が終了した日の翌日から起算して90日に当たる日とする。

6 博物館の廃止

登録規則第5条に規定する「別に定める様式」は、様式第5号のとおりとする。

7 相当施設の指定申請

- (1) 施行規則第23条第1項に規定する指定申請書は、様式第6号のとおりとする。
- (2) 施行規則第23条第2項に規定する添付書類は、別紙1-2「添付書類一覧（指定申請用）」のとおりとする。

8 指定の審査

- (1) 施行規則第24条に規定する指定の審査に係る基準は、別紙3「博物館相当施設の指定に係る基準」のとおりとする。
- (2) 必要な場合は「博物館に関し学識経験を有する者」の意見聴取及び実地審査の両方又はいずれかを行うものとする。

9 その他

- (1) 報告、勧告、取消しに係る事務は、法第17条から第19条及び施行規則第25条から第27条に則り行うものとする。
- (2) 上記4から6に示す事務は、法第21条に基づき、岩手県が設置する博物館には適用しない。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年8月1日から施行する。